

—世帯と人口—

(平成4年8月1日)  
世帯 37,210 (+109)  
人口 109,280人 (+168)  
男56,373 女52,907

# 広報えひな

編集・発行  
海老名市役所広報広聴課  
〒243-04  
神奈川県海老名市勝瀬175  
☎ (0462) 31・2111

月1回ずつの「缶と紙と布の日」「びんの日」が…

# 月2回の「缶とびんの日」と 月2回の「紙と布の日」にノ

市では、みなさんのご協力をいただき、毎月二回の「資源回収の日」を十月から毎月四回に増やします。同時に、資源をより出しやすくする効率よく回収するために、今までの「缶と紙と布の日」と「びんの日」を「缶とびんの日」と「紙と布の日」に改めます。より多くの資源を回収し再利用するため、今後も市民のみなさんのご協力をお願いします。



10月1日から缶とびんは  
別々の袋に入れて出して



昨年度は資源3000㌧を回収

10月1日から  
資源の日とごみの日  
が変わります



ごみ減量にご協力を

去年四月からスタートした「資源回収事業」も、一年以上経過しました。この間、平成三年度には約三千五百もの資源を回収することができました。しかし、一方ではみなさんからいろなご意見をいたきましたが、その中で特に多かったのが、「資源回収の回数を増やして」という要望でした。

市では、みなさんのご意見をもとに数々の調査、研究を重ねた結果、平成1年1月1日から回収回数を増やすし、回収日品目を変更することになりました。

この変更は、みなさんが資源をしき集積所へ出すときの利便性や、資源の回収効率などを考慮したもので、現在の「缶と紙と布の日」と「びんの日」を、十月一日からは「缶とびんの

おり毎月二回です。  
この「資源回収事業」は、この  
みの減量化と処理経費の節約、  
地域資源の保護とエネルギーの一  
節約などを目的としています。  
この事業にはみなさんの協力  
が欠かせませんので、これから  
もよろしくお願いいたします。  
☆「田」と「ひん」は分けて

ますと、資源がなかなか出づるは  
かりでなく、せっかく出してい  
たとしても資源として活用でき  
なくなります。また、回収効率  
を高めるため、できるだけ缶は  
ごみ集積所の左側、ひんばくみ  
集積所の右側に置くようお願い  
します。

「日」と「紙と布の日」に分けて、回収回数をそれぞれ毎月二回ずつにしました。

出して  
十月から始まる「田とびんの  
日」には、田とびんは必ず別々

地区	種類	一般ごみの収集日		資源の回収日	
		燃えるごみの日	燃えないごみの日	缶とびんの日	紙と布の日
国分北 上今泉	月・水・金	第1・第3 木	第1・第3 火	第2・第4 火	
中央・国分南 柏ヶ谷 勝瀬	月・水・金	第2・第4 木	第1・第3 火	第2・第4 火	
河原口 上郷 下今泉	火・木・土	第1・第3 金	第1・第3 水	第2・第4 水	
中新田 さつき町	火・木・土	第2・第4 金	第1・第3 水	第2・第4 水	
大谷 国分寺台 浜田町	月・水・金	第1・第3 火	第1・第3 木	第2・第4 木	
東柏ヶ谷 望地	月・水・金	第2・第4 火	第1・第3 木	第2・第4 木	
社家 今里 杉久保	火・木・土	第1・第3 水	第1・第3 金	第2・第4 金	
中河内・中野 上河内 本郷・門沢橋	火・木・土	第2・第4 水	第1・第3 金	第2・第4 金	

\*祝祭日は資源の回収とごみの収集は行いません。

# 資源回収をさらに推進

**相模国分寺塔跡発掘調査見学会**

19、20日の両日

下水道　きれいな水を未来まで

下水道は快適な居住環境の実現と、河川・湖沼・海などの公共用水域の水質汚濁を防止するための不可欠な公共施設です。わが国の下水道普及率は、平成三年度末で四六・六%、県下全体で七三・六%、全市で一・四%となりおり、整備の一層の促進が望まれています。

この現状に対し、下水道促進について、国民の理解と一層の協力を得ることを目的に、国・都道府県・市町村などが中止して、今後復元工事を待つことになっています。今回の見学会では、塔跡の見学会をしていただき、相模国分寺塔跡について、花いつけい

市長随想

先日、家内が畑で野菜の種をまいていたところ、小さな種が、花の芽が生えてくるのを不思議に思い、好奇心を持つたあなたが、花の種をまいていたら、さうそく小さな鉢にいくつかの花の種を埋めました。今から花が咲くのを楽しみにしていました。誰でも、花を見る心が和みました。

## 相模国分寺塔跡 発掘調査見学会

19、20日の両日

## 下水道　きれいな水を未来まで

9月10日「全国下水道促進デー」

下水道は快適な居住環境の実現と、河川・湖沼・海などの公

共用水域の水質汚濁を防止するための不可欠な公共施設です。

現と、河川・湖沼・海などの公

共

用

域

の

水

質

汚

濁

を

防

止

す

る

よ

う

な

よ

う

な

よ

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

公共下水道が供用開始された地区では、トイレの水洗化など排水の下水道への接続が下水道法で義務づけられています。せっかく莫大な費用をかけて下水道を整備しておき、それに接続して使用しなければ、下水道事業者の目的は達成できません。

ま

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う





